

(事業者の方へ)

特定技能 ガイドブック

～特定技能外国人の雇用を考えている事業者の方へ～





第1 特定技能制度について

- 1 特定技能制度とは ····· P. 1
- 2 雇用の流れ ····· P. 4



第2 特定技能外国人の雇用に当たって

- 1 特定技能外国人に必要な条件について ····· P. 6
- 2 マッチングについて ····· ····· ····· P. 11
- 3 雇用における注意点 ····· ····· ····· P. 11
- 4 登録支援機関について ····· ····· ····· P. 15
- 5 各国の送出手続について ····· ····· ····· P. 16

第3 申請に必要な書類(記載例を含む) ····· P. 18

第4 よくある質問 ····· ····· ····· P. 31

第5 「特定技能」の在留資格で働く方の声 ····· P. 40

第6 問合せ先 ····· ····· ····· P. 42

第1 特定技能制度について

1 特定技能制度とは



中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきているため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するために特定技能制度が創設されました。

1 在留資格「特定技能」

「特定技能」には、**2種類**の在留資格があります。

「特定技能1号」は、特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務**に従事する外国人向けの在留資格であり、「特定技能2号」は、特定産業分野に属する**熟練した技能を要する業務**に従事する外国人向けの在留資格です。



★トピック★

各在留資格のポイントは、以下のとおりです。

「特定技能1号」で在留する外国人に対しては、**受入れ機関又は登録支援機関による支援の実施**が求められていることに御注意願います（特定技能2号については、**支援の対象外**です。）。

特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年を超えない範囲で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新、**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：試験（JFT-Basic、JLPTのN4等）で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）
分野は別途要件あり
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象外**

2 受入れ分野

特定技能1号による外国人の受入れ分野（特定産業分野）は、以下の16分野です。

そのうち、特定技能2号での受入れ対象は、介護分野、自動車運送業分野、鉄道分野、林業分野及び木材産業分野以外の11分野となります。



介護分野



ビルクリーニング分野



工業製品製造業分野



建設分野



造船・舶用工業分野



自動車整備分野



航空分野



宿泊分野



自動車運送業分野



鉄道分野



農業分野



漁業分野



飲食料品製造業分野



外食業分野



林業分野



木材産業分野

★トピック★

分野ごとの業務内容等については、次のページの表のとおりです。

詳細を知りたい場合は、分野を担当している省庁へお尋ねください。

令和7年5月現在

分野	1 人手不足状況 受入れ員込数 (5年間の上限)	2 人材基準 技能試験	3 その他重要事項 従事する業務	雇用形態
厚労省 経産省 国土交通省	介護 ビルクリーニング	135,000人 37,000人	介護技能評価試験 ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支養業務(クリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)令和7年4月21日、介護分野の上乗せ基準告示の改正により、訪問系サービスへの従事が可能に
	建設	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験	・建築物内部の清掃
	造船・船用工業	80,000人	造船・船用工業分野特定技能1号評価試験等	・機械金属加工・電気電子機器組立・金属表面処理・紙器・段ボール箱製造・印刷・製本・帆織製品製造・縫製
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験	・造船 ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備に付随する基礎的な業務 ・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等)
	自動車運送業	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等	・自動車運送業全般(運転者 ・バス運転者 ・タクシードライバーズ ・運転手)
	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等	・軌道整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士)
	農業	78,000人	1号農業技能測定試験	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷、選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷、選別等)
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保管、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲(種)・処理・安全衛生の確保等)
農水省	飲食料品 製造業	139,000人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保)
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験	・外食業全般(飲食料品調理、接客、店舗管理)
	林業	1,000人	林業技能測定試験	・林業育林、素材生産等)
木材産業	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験	・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等	

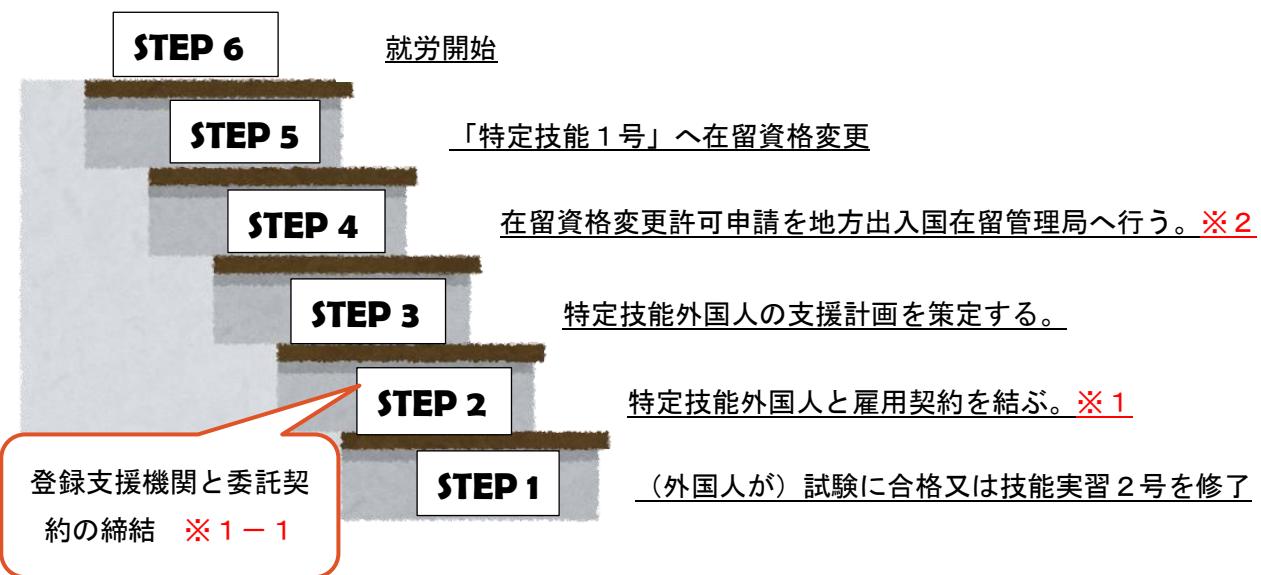
2 雇用の流れ



ここでは、①技能実習・留学など、その他の在留資格をもって日本国内に既に在留している外国人を雇用するまでと、②海外から、特定技能の在留資格をもって新規で日本で就労する外国人を雇用するまでとに分けて紹介します。

① 特定技能外国人が就労を開始するまでの流れ

(日本国内に在留している外国人を採用するケース)



※1 ⇒ 在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請前に実施してください↓

- ・受入れ機関等による事前ガイダンス 等
- ・健康診断

※1-1 ⇒ 1号特定技能外国人支援計画の一部の実施を第三者に委託したり、その全部の実施を登録支援機関に委託することができます（一部の委託を行う場合は、受入れ機関において、支援体制の基準を満たす必要があります。）。

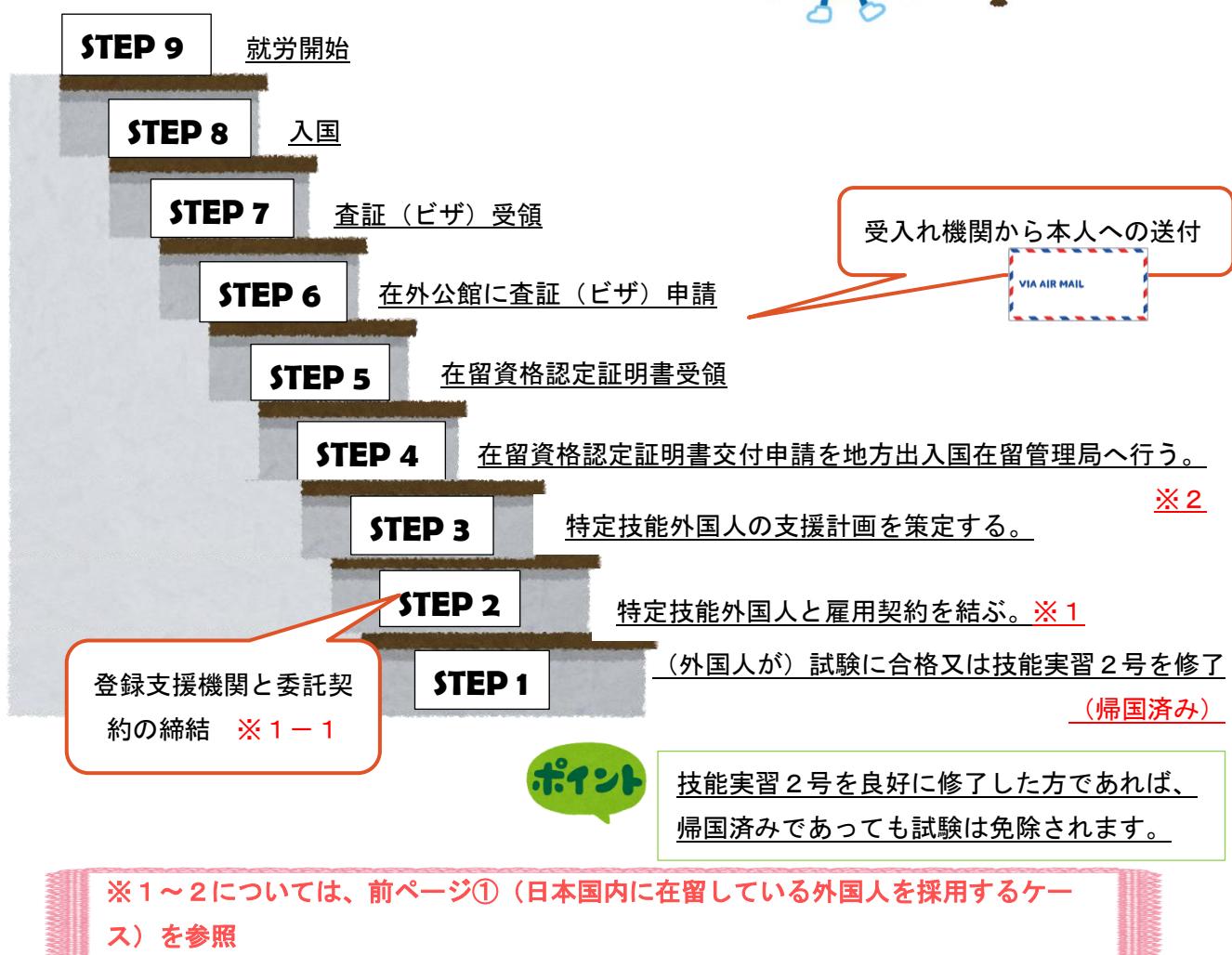
※2 ⇒ 主な添付資料↓↓

- ・受入れ機関の概要
- ・特定技能雇用契約書の写し
- ・1号特定技能外国人支援計画
- ・技能を証明する資料
- ・日本語能力を証明する資料等

★トピック★

- ✓原則は外国人本人による申請です。
- ✓地方局長に申請等取次者として承認を受けた場合、取次ぎが可能です。

② 特定技能外国人が就労を開始するまでの流れ
(海外から来日する外国人を採用するケース)



★トピック★

特定技能外国人を雇用する際には、以下の点に留意願います。

- ✓ 各試験の合格前に内定を出すことは禁止されています。
- ✓ 特定技能外国人の技能試験及び日本語試験の合格と、受入れ機関との特定技能雇用契約締結の先後関係については、基本的には、特定技能外国人が各試験に合格した後、受入れ機関との特定技能雇用契約を締結することが想定されます。
- ✓ 特定技能雇用契約を締結した上で、受験することもできますが、各試験に合格しなければ、受入れが認められないことに留意してください。

第2 特定技能外国人の雇用に当たって

1 特定技能外国人に必要な条件について

「特定技能1号」「特定技能2号」いずれも各**特定産業分野**の試験に合格する必要があります（「特定技能1号」は日本語試験にも合格する必要があります。）。

ただし、**技能実習2号**を良好に修了した技能実習生は、**技能実習2号移行対象職種**と**特定技能1号**における**分野（業務区分）**との関係について関連性が認められる場合、試験が免除されます。

各技能試験・日本語試験については、まとめて下記のURLに掲載しています。

【技能試験情報】

○介護分野



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html

（厚生労働省）

○ビルクリーニング分野



<https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu>

（全国ビルメンテナンス協会）

○工業製品製造業分野



https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html

（経済産業省）

○建設分野



<https://jac-skill.or.jp/exam.html>

（建設技能人材機構）

○造船・舶用工業分野



<http://www.classnk.or.jp/hp/ja/authentication/evaluation/index.html>

（日本海事協会）

○自動車整備分 <https://www.jaspa.or.jp/mechanic/specific-skill/index.html>

(日本自動車整備振興会連合会)



○航空分野 <https://www.jaea.or.jp/>

(日本航空技術協会)



○宿泊分野 <https://caipt.or.jp/>

(宿泊業技能試験センター)



○自動車運送業分野 <https://sswt-portal.classnk.or.jp/>

(日本海事協会)



○鉄道分野

<https://www.jrcea.or.jp/tokuteiginou/>

(軌道整備・日本鉄道施設協会)



<https://www.railecr.com/news/20241101.html>

(電気設備整備・鉄道電業安全協会)



<https://www.rma.or.jp/ssw/index.html>

(車両整備・日本鉄道車両機械技術協会)



https://www.tetsushako.or.jp/specific_skills.html

(車両製造・日本鉄道車両工業会)



(運輸係員・日本鉄道運転協会)

○農業分野 <https://asat-nca.jp/>

(全国農業会議所)



○漁業分野 <https://suisankai.or.jp/>

(大日本水産会)



○飲食料品製造業分野 <https://otaff.or.jp/>

(外国人食品産業技能評価機構)



○外食業分野 <https://otaff.or.jp/>

(外国人食品産業技能評価機構)



○林業分野 <https://ringyou-gino.org/specific/index.php>

(一般社団法人林業技能向上センター)



○木材産業分野 <https://www.zenmoku.jp/foreigner/>

(一般社団法人全国木材組合連合会)



【日本語試験（全分野共通）】

○国際交流基金日本語基礎テスト <https://www.jpf.go.jp/jft-basic/>

(国際交流基金)



○日本語能力試験 <https://www.jlpt.jp/>

(国際交流基金) (日本国際教育支援協会)



【日本語試験（介護分野）】

○介護日本語評価試験 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00011702.html

(厚生労働省)

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野（業務区分）との関係

技能実習から特定技能に移行できるのは、以下のようになります。

令和7年3月7日現在

1 農業・林業関係（3職種7作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
耕種農業	施設園芸	農業（耕種農業全般）
	畑作・野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	農業（畜産農業全般）
	養鶏	
	酪農	
林業	育林・素材生産	

2 渔業関係（2職種10作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
漁船漁業	かつお・本釣り漁業	漁業（漁業）
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	網し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびかご漁業	
	樽受網漁業	
養殖業	ほたてかい・まきがき養殖	漁業（養殖業）

3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
さく井	バーカッジョン式さく井工事	建設（土木）
	ロータリ一式さく井工事	
建築板金	ダクト板金	建設（建築）
	内外装板金	建設（ライフライン・設備）
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	建設（ライフライン・設備）
道具製作	木製建築用手加工	建設（建築）
建築大工	大工工事	建設（建築）
型枠施工	型枠工事	建設（土木）
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設（土木）
とび	とび	建設（土木）
石材施工	石材加工	建設（建築）
	石張り	
タイル張り	タイル張り	建設（建築）
かわらぶき	かわらぶき	建設（建築）
左官	左官	建設（建築）
配管	建築配管	建設（ライフライン・設備）
	ブランケット配管	造船・船用工具（造船）
熱絶縁施工	保温保冷工事	造船・船用工具（船用電気電子機器）
内装仕上げ施工	ラブリック系床仕上げ工事	建設（ライフライン・設備）
	カーペット系床仕上げ工事	
	鋼製下地工事	建設（建築）
	ボード仕上げ工事	
	カーテン工事	
サッジ施工	ビル用サッジ施工	建設（建築）
防水施工	シーリング防水工事	建設（建築）
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設（土木）
ウェルボンド施工	ウェルボンド工事	建設（土木）
表装	壁装	建設（建築）
建設機械施工	押土・整地	
	積込み	
	掘削	建設（土木）
	締固め	
窯炉	窯炉	建設（建築）

4 食品製造関係（11職種19作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
缶詰巻締	缶詰巻締	飲食料品製造業全般（飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工・安全衛生））
食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
加熱性水産加工 食品製造業	節類製造	
	加熱乾製品製造	
	調味加工品製造	
	くん製品製造	
	塩蔵品製造	
非加熱性水産加工 食品製造業	乾製品製造	
	発酵食品製造	
	調理加工品製造	
	生食用加工品製造	
	水産練り製品製造	
牛豚食肉処理加工業	かまぼこ製品製造	
	牛豚部分肉製造	
牛豚食肉処理加工業	牛豚精肉商品製造	
	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
パン製造	パン製造	飲食料品製造業全般（飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工・安全衛生））
そう菜製造業	そう菜加工	
農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	外食業

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
紡績運転	前筋工程	工業製品製造業（紡織製品製造）
	精筋工程	
	巻糸工程	
	合ねん糸工程	
	準備工程	
織布運転	製織工程	
	仕上工程	
	染色	
	糸浸染	
	織物・ニット浸染	
ニット製品製造	靴下製造	
	丸編みニット製造	
	たて編ニット生地製造	
	たて編ニット生地製造	
	婦人子供服製造	
下着類製造	紳士服製造	工業製品製造業（縫製）
	婦人子供既製服縫製	
	紳士服縫製	
	下着類製造	
	寝具製作	
カーペット製造	寝具製作	工業製品製造業（紡織製品製造）
	織じゅうたん製造	
	タフテッドカーペット製造	
	ニードルパンチカーペット製造	
	帆布製品製造	
布はく縫製	帆布製品製造	工業製品製造業（縫製）
	ワイヤッジ製造	
座席シート縫製	自動車シート縫製	

6 機械・金属関係(17職種34作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)									
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	工業製品製造業(機械金属加工)									
	非鉄金属鋳物鋳造	造船・船用工業(船用機械)									
鋳造	ハンマ型鋳造	工業製品製造業(機械金属加工)									
	プレス型鋳造										
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	工業製品製造業(機械金属加工)									
	コールドチャンバダイカスト										
機械加工	普通旋盤	工業製品製造業(機械金属加工)	工業製品製造業(電気電子機器組立て)	造船・船用工業(船用機械)		造船・船用工業(船用電気電子機器) 鉄道(車両製造)					
	フライス盤			造船・船用工業(船用機械)							
	数値制御旋盤			造船・船用工業(船用電気電子機器)							
	マシニングセンタ										
金属プレス加工	金属プレス	工業製品製造業(機械金属加工)									
鉄工	構造物鉄工	工業製品製造業(機械金属加工)	建設(土木)	建設(建築)		造船・船用工業(造船) 鉄道(車両製造)					
工場板金	機械板金			造船・船用工業(造船)							
めつき	電気めつき	工業製品製造業(機械金属加工)									
	溶融亜鉛めつき	工業製品製造業(金属表面処理)									
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理										
仕上げ	治工具仕上げ	工業製品製造業(機械金属加工)	工業製品製造業(電気電子機器組立て)	造船・船用工業(船用機械)		造船・船用工業(船用電気電子機器) 鉄道(車両製造)					
	金型仕上げ			造船・船用工業(船用電気電子機器)							
	機械組立仕上げ			造船・船用工業(船用電気電子機器)							
機械検査	機械検査	工業製品製造業(機械金属加工)									
機械保全	機械系保全	工業製品製造業(機械金属加工)									
電子機器組立て	電子機器組立て	工業製品製造業(機械金属加工)									
電気機器組立て	回転電機組立て	工業製品製造業(電気電子機器組立て)									
	変圧器組立て										
	配電盤・制御盤組立て	工業製品製造業(機械金属加工)	工業製品製造業(電気電子機器組立て)	造船・船用工業(船用電気電子機器)		造船・船用工業(船用電気電子機器) 鉄道(車両製造)					
	開閉制御器具組立て			造船・船用工業(船用電気電子機器)							
	回転電機線製作										
プリント配線板製造	プリント配線板設計	工業製品製造業(電気電子機器組立て)									
	プリント配線板製造										
アルミニウム圧延・押出製品 製造	引抜加工										
	仕上げ										
金属熱処理業	全体熱処理	工業製品製造業(機械金属加工)									
	表面熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化)										
	部分熱処理(高周波熱処理・炎熱処理)										

7 その他(21職種39作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)					
家具製作	家具手加工						
印刷	オフセット印刷	工業製品製造業(印刷・製本)					
	グラフィア印刷						
製本	製本						
プラスチック成形	圧縮成形						
	射出成形	工業製品製造業(機械金属加工)					
	インフレーション成形						
	プローチ成形						
強化プラスチック成形	手積み積層成形	造船・船用工業(船用機械)	工業製品製造業(機械金属加工)		工業製品製造業(電気電子機器組立て)		
塗装	建築塗装	工業製品製造業(機械金属加工)	建設(土木)	建設(建築)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	
	金属塗装	工業製品製造業(機械金属加工)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	鉄道(車両製造)		
	鋼橋塗装	工業製品製造業(機械金属加工)	建設(土木)	建設(建築)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	
	噴霧塗装	工業製品製造業(機械金属加工)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用機械)		
溶接	手溶接	工業製品製造業(機械金属加工)	建設(土木)	建設(建築)	造船・船用工業(船用機械)		
	半自動溶接	鉄道(車両製造)					
工業包装	工業包装	工業製品製造業(機械金属加工)	工業製品製造業(電気電子機器組立て)				
紙器・段ボール箱製造	印刷物打抜き						
	印刷物製箱	工業製品製造業(紙器・段ボール箱製造)					
	貼箱製造						
	段ボール箱製造						
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形						
	圧力鍛込み成形	工業製品製造業(陶磁器製品製造)					
	バード印刷						
自動車整備	自動車整備						
	ビルクリーニング	ビルクリーニング					
介護	介護						
クリーニング	リネンサプライ仕上げ						
	一般家庭用クリーニング						
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	工業製品製造業(コンクリート製品製造)					
宿泊	宿泊・衛生管理	宿泊					
RPF製造	RPF製造	工業製品製造業(RPF製造)					
鉄道施設保守整備	軌道保守整備	鉄道(軌道整備)					
ゴム製品製造	成形加工						
	押出し加工						
	混練り圧延加工						
	複合押出加工						
鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装	鉄道(車両整備)					
	空気装置検修・解ぎ装						
木材加工	機械製材	木材産業(木材業、合板製造業などに係る木材の加工工程及びその附帯作業等)					

○ 社内検定型の職種・作業(2職種4作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)					
空港グランドハンドリング	航空機地上支援						
	航空貨物取扱	空港グランドハンドリング					
	客室清掃						
ボイラーメンテナンス	ボイラーメンテナンス						

2 マッチングについて

特定技能制度では、監理団体は設けておらず、受入れ機関は直接採用活動を行うか、国内外の職業紹介機関を活用し、採用活動を行うことになります。国内での募集であれば、ハローワーク等を通じて採用することも可能です。

また、出入国在留管理庁では、各省庁や地方自治体、外国政府等が主催する特定技能に関するイベントの情報について、出入国在留管理庁 HP 及び特定技能総合支援サイトに随時掲載していますので、御活用ください。



【特定技能総合支援サイト】 <https://www.ssw.go.jp/>

採用する特定技能外国人の国籍によっては、当該国の法律等によって所定の手続を経ることが求められている場合があるので、詳細は16ページで記載されている手続に従ってください。その他詳細については、直接各国の駐日大使館にお問い合わせください。

【求人情報ホームページ掲載有】

宿泊分野

日本旅館協会 : <http://www.ryokan.or.jp/top/recruit/>



(一社) 日本ホテル協会 : <https://www.j-hotel.or.jp/recruit/jp/>

(一社) 全日本ホテル連盟 : <https://www.anha.or.jp/foreigner-job/>



全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 : <https://recruit.yadonet.ne.jp/>

(↑※ログインIDとパスワードが必要です。)

3 雇用における注意点

特定技能外国人を受け入れるためには、省令等で定められた基準を満たす必要があります。

特定技能制度の特徴の一つとして、受入れ機関は、雇用した1号特定技能外国人に対して日本で生活するために各種支援を実施する義務があります。

特定技能外国人を受け入れた後も、受入れ機関の義務を確実に履行することが求められます。

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

(1) 外国人と結ぶ雇用契約が適切であること

○ 特定技能外国人の報酬の額や労働時間等が日本人と同等以上 etc...

(2) 受入れ機関自体が適切であること

○ 法令等を遵守し「禁錮以上の刑に処せられた者」等の欠格事由に該当しないこと

○ 保証金の徴収や違約金契約を締結していないこと etc...

- (3) 外国人を支援する体制があること
- (4) 外国人を支援する計画が適切であること

2 受入れ機関の義務

- (1) 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行すること
- (2) 外国人への支援を適切に実施すること
- (3) 出入国在留管理庁及びハローワークへの各種届出

特定技能外国人の受入れ後は、受入れ状況等について、地方出入国在留管理局及びハローワークに定期又は随時の届出を行う（13ページ）。

3 1号特定技能外国人支援計画の作成

1号特定技能外国人を受け入れる受入れ機関は、当該外国人が「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画）を作成し、当該計画に基づいて支援を行わなければなりません。

支援計画の主な記載事項

- 支援責任者の氏名及び役職等
- 登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ。）
- 下記の10項目

① 事前ガイダンス

- ⊕ 在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



② 出入国する際の送迎

- ⊕ 入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ⊕ 帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③ 住居確保・生活に必要な契約支援

- ⊕ 連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ⊕ 銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④ 生活オリエンテーション

- 円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤ 公的手続等への同行

- 必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥ 日本語学習の機会の提供

- 日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦ 相談・苦情への対応

- 職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧ 日本人との交流促進

- 自治会等の地域住民との交流の場、地域のお祭りなどの行事の案内や参加の補助等



⑨ 転職支援（人員整理等の場合）

- 受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩ 定期的な面談・行政機関への通報

- 支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報

4 分野別協議会について

特定技能外国人を受け入れる全ての受入れ機関は、特定産業分野ごとに分野所管省庁が設置する協議会の構成員になることが求められます。

協議会は、分野所管省庁、受入れ機関、業界団体その他関係省庁等で構成され、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令順守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応を行います。

協議会への加入手続の詳細は、各分野所管省庁のホームページを御覧ください。

5 届出・報告について

受入れ機関・登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出・報告を隨時又は定期に行わなければなりません。

受入れ機関が届出の不履行や虚偽の届出といった違反が発覚した場合、指導・罰則の対象となります。登録支援機関についても、指導や登録の取消しの対象となります。

(1) 受入れ機関の届出

○ 随時の届出

- ・特定技能雇用契約及び登録支援機関との支援委託契約に係る変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・支援計画の変更に係る届出
- ・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・特定技能基準省令の基準不適合に係る届出
- ・支援計画の実施困難に係る届出
- ・外国人を雇い入れた時または離職した時に氏名や在留資格等の情報を届出（地方出入国在留管理局でなくハローワークに届け出てください。）

○ 定期の届出

- ・特定技能外国人の受入れ・活動状況や支援実施状況に関する届出

(2) 登録支援機関の届出・報告

○ 随時の届出

- ・登録の申請事項の変更の届出
- ・支援業務の休廃止又は再開の届出
- ・支援計画の実施困難に係る報告

○ 定期の届出

- ・支援実施状況の届出

★トピック★

✓ 支援に要する費用は、受入れ機関等において負担します。

✓ 外国人であることを理由に、（福利厚生施設の利用など）待遇面において差別的な取扱いがあってはなりません。

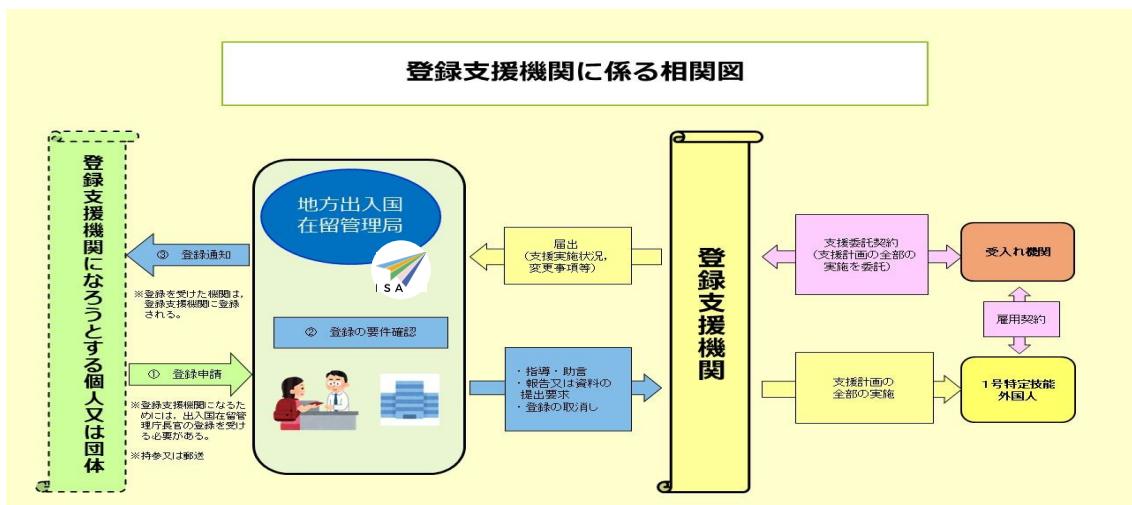
4 登録支援機関について

受入れ機関は、特定技能外国人への支援を実施しなければなりませんが、当該支援業務については、登録支援機関に支援計画の全部又は一部を委託することもできます。

登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託した場合は、受入れ機関が満たすべき支援体制を満たしたものとみなされます。

登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできません。

登録支援機関になるためには、受入れ機関と業務委託のための契約を結び、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要があります。その他受入れ機関と同様に、登録を受けるための基準と義務があります。



1 登録を受けるための基準

(1) 機関自体が適切であること

- 法令等を遵守し「禁錮以上の刑に処せられた者」などの欠格事由に該当しないこと
- 法人のみならず、個人事業主であっても登録を受けることができます。

(2) 外国人を支援する体制があること

- 登録を受けるためには支援計画の全部を実施できる必要があり、支援の一部のみを行うものとして登録を受けることはできません。

2 登録支援機関の義務

- (1) 外国人への支援を適切に実施すること
- (2) 出入国在留管理庁への各種届出を行うこと

★トピック★

- ✓ 登録は5年間有効となっており、更新を受けなければ登録は効力を失います（**登録の有効期間満了日の6か月前の月の初日から4か月前の月の月末までに更新申請を行ってください。**）。
- ✓ 登録には申請手数料が必要です（新規登録2万8,400円、登録更新1万1,100円）。
- ✓ 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載されます。

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanrio7_00205.html



5 各国の送出手続について



日本と在留資格「特定技能」に係る協力覚書（以下「特定技能MOC」といいます。）を作成した国によっては、それぞれの国の国内規定に基づき送出手続を定めている場合があります。

この項目では、送出手続が判明している国について御案内します。

既に特定技能MOCを作成した国であっても、外国側の送出手続が未整備の国があります（注1）、これらの国については、今後その内容が判明次第、出入国在留管理庁ホームページ等にて御案内します。

なお、国によっては、送出手続を行ったことを証明する書類を発行しており、特定技能MOCにおいて、日本側が特定技能外国人を受け入れるに当たり、当該書類を確認することが規定されている場合があります。そのような国については、在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請（以下「在留諸申請」といいます。）において、当該書類を提出していただく必要があります（注2）ので、その点も併せて御確認ください。

（注1） 送出手続について確認中又は調整の国（令和6年12月時点）

マレーシア、タジキスタン

（注2） 外国側の送出手続が整備中の国の国籍の方であっても、入管法令に従って在留諸申請を行うことができます（この場合上述の送出手続を行ったことを証明する書類を在留諸申請の際に提出する必要はありません。）。また、特定技能MOCを作成した国でなければ、特定技能外国人の受け入れができないものではありません。

（注3） 在留諸申請の際に独自の提出書類がある国（令和6年12月時点）

カンボジア、タイ、ベトナム

★トピック★

出入国在留管理庁のホームページに、各国における手続の詳細について掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanrio6_00073.html



3 申請に必要な書類（記載例を含む）

1 概要

外国人の方が在留資格「特定技能」の許可を受けるためには、次のような書類が必要です。

- 申請書（外国人・受入れ機関がそれぞれ作成します。）
 - 技能水準、日本語能力水準に関する書類
 - 労働条件に関する書類
 - 労働保険・社会保険・税に関する書類（外国人・受入れ機関）
 - 特定技能（1号）の外国人の支援に関する書類
- など・・・

2 申請書・参考様式・記載例等

以下のホームページで案内しています（ダウンロード可能）。

特定技能外国人の在留諸申請の申請書・記載例 :

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/specifiedskilledworker.html>

特定技能に関する参考様式・記載例 :

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00020.html

事業者等の関係者向けの運用要領等 :

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanrio7_00202.html

申請書（記載例）	参考様式（記載例）	運用要領等
		

【申請書記載例（在留資格変更許可申請の場合）】

所属機関等作成用 1 V 「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」

1 雇用している外国人の氏名		KOU OTUHEI 甲 乙丙		直接雇用とする場合	
2 特定技能雇用契約					
(1)雇用契約期間 20△△年○○月××日から 20××年△△月○○日まで					
(2)従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て記入)					
特定産業分野 工業製品製造業		業務区分 機械金属加工			
職種 ○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)		102			
○他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)					
(3)所定労働時間(週平均) 40 時間		所定労働時間(月平均) 175 時間			
所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であることの有無 有					
(4)月額報酬(税引き前の支払額) ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。					
180,000 円					
基本給の時間換算額 1,028 円		同等の業務に従事する日本人がいない場合は「なし」と記載してください。			
同等の業務に従事する日本人の月額報酬 180,000 円					
報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの有無 有					
(5)報酬の支払方法 □通貨払 ■口座振込み					
(6)外国人であることを理由として、日本人と異なった待遇としている事項の有無 有(内容: (7)外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていることの有無 有)					
(8)雇用関係につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) (8)及び(11)については特定技能外国人が従事する分野により異なります 有					
(9)外国人が特定技能未尾に掲載の資料を御参照ください。 に、出国が円滑になされるよう必要な措置を講じることとしている旨 有					
(10)外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていることの有無 有					
(11)外国人の適正な在留に資するため必要な事項につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無					
(12)派遣先(労働者派遣の対象とする場合に記入)					
氏名又は名称 なし		法人番号(13桁)			
雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			
住所(所在地)		電話番号			
代表者の氏名					
派遣期間 年		国税庁が指定した13桁の法人番号を記載してください。 ※チェックデジットの記載も必要			
(13)職業紹介事業者(特定技能雇用契約の締結者がある場合) 氏名又は名称 ○○株式会社		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			
雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略		1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 1			
住所(所在地)		電話番号		△△△-○○○-×××	
許可・届出番号 ○○○		受理年月日 ○○ 年 ×× 月 △△ 日			

所属機関等作成用 1 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

1 雇用している外国人の氏名	KOU OTUHEI 甲 乙丙		派遣雇用とする場合 (派遣形態が認められているのは、農業又は漁業の2分野のみ。)
2 特定技能雇用契約	(1)雇用契約期間 20△△ 年 ○○ 月 ×× 日 から 20×× 年 △△ 月 ○○ 日 まで (2)従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て記入) 特定産業分野 農業 業務区分 耕種農業全般		
職種	○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) 101 ○他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)		
(3)所定労働時間(週平均)	40 時間	所定労働時間(月平均)	175 時間
所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であるとの有無	有無		
(4)月額報酬(税引き前の支払額) ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。	180,000 円 基本給の時間換算額 1,028 円 同等の業務に従事する日本人の月額報酬 180,000 円 報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であるとの有無 有無		
(5)報酬の支払方法	□通貨払 ■口座振込み		
(6)外国人であることを理由として、日本人と異なった待遇としている事項の有無 有(内容):	有無		
(7)外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしているとの有無	有無		
(8)雇用関係につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合しているとの有無(当該基準が定められている場合に記入)	有無		
(8)及び(11)については特定技能外国人が従事する分野により異なります。			
(9)外国人が特定技能末尾に掲載の資料を御参照ください。 なされるよう必要	有無		
(10)外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしているとの有無	有無		
(11)外国人の適正な在留に資するために必要な事項につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合しているとの有無(当該基準が定められている場合に記入)	有無		
国税庁が指定した13桁の法人番号を記載してください。			
(12)派遣先(労働者派遣の対象とする場合に記入)	氏名又は名称 ○○農園 法人番号(13桁) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 1 住所(所在地) ○○県△△市××1-1 電話番号 ○○-○○○○-○○○○		
代表者の氏名	農園 太郎		
派遣期間	20△△ 年 ○○ 月 ×× 日 から 20×× 年 △△ 月 ○○ 日		
(13)職業紹介事業者(特定技能雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業者がある場合に記入)	氏名又は名称 ○○株式会社 法人番号(13桁) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 職業紹介事業者の仲介がない場合は「なし」と記載してください。 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 1 住所(所在地) ○○県○○市○○丁目○-○ 電話番号 △△△-○○○-×××× 許可・届出番号 ○○○ 受理年月日 ○○ 年 ×× 月 △△ 日		

所属機関等作成用 2 V 「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」

(14)取次機関(職業紹介事業者があっせんを行うに際し、情報の取次ぎを行う者がある場合)
 氏名又は名称 **○○○有限公司**

住所(所在地) **○○省××市△△町123** 電話番号 **△△-×××-○○○**

海外の送出機関を含みます。
 該当がない場合は「なし」と記載してください。

3 特定技能所属機関

(1)氏名又は名称 **株式会社 ○○工業** (2)法人番号(13桁) **1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3**

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 **1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 1**

(4)業種 ○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) **8**
 ○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(5)住所(所在地) **△△県○○市××1-1-1** 電話番号 **△△-×××-○○○**

(6)資本金 **○○○万** 円 (7)年間売上金額(直近年度) **△△△万** 円

(8)常勤職員数 **××** 名

(9)代表者の氏名 **入管 太郎**

(10)勤務させる事業所名 **株式会社 ○○工業 △△工場** 所在地 **○○県△△市××2-2-2**
 健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無 **○・無**
 労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無 **○・無**

労働保険番号 **1 2 - 3 - 4 5 - 6 7 8 9 0 1 - 2 3 4 - 5 6 7 8**
 (末尾4桁は割り振られている場合のみ記入)

労働保険番号が複数ある場合は、別紙に事業所名、所在地及び労働保険番号を記載してください。

(11)労働、社会保険及び租税に関する法令の規定に違反したことの有無
 有(内容: **○・無**)

(12)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者を非自発的に離職させたことの有無
 有(内容・理由: **○・無**)

(13)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させたことの有無
 有(内容: **○・無**)

(14)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無
 有(内容・該当者名: **○・無**)

(15)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神の機能の障害を有するとの有無
 有(内容・該当者名: **○・無**)

(16)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとの有無
 有(内容・該当者名: **○・無**)

(17)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消されたことの有無
 有(内容・該当者名: **○・無**)

(18)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された法人の役員であったことの有無
 有(内容・該当者名: **○・無**)

(19)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことの有無
 有(内容・該当者名: **○・無**)

(20)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無
 有(内容・該当者名: **○・無**)

(21)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(14)から(20)に該当することの有無(特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に記入)
 有(内容・該当者名: **○・無**)

所属機関等作成用 3 V 「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」

直接雇用とする場合

(派遣形態が認められているのは、農業又は漁業の2分野のみ。)

有・無

(22)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事実を有する有無

有(内容:

(23)外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無

有・無

(24)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無

有(内容:

有・無

(25)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無

有(内容:

有・無

(26)1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)

有・無

(以下(27), (28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)

(27)次のいずれかに該当することの有無

有・無

(有の場合は該当するものを選択)

□①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること

)

(内容:

□②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること

)

(内容:

□③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること

)

(内容:

□④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること

(28)労働者派遣をすることとしている派遣先が(11)から(22)に該当していることの有無

有(内容:

有・無

(29)労災保険加入等の措置の有無

有(内容: 労災保険加入

有・無

(30)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無

有・無

(31)外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており、かつ、後者の場合には、出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し、その確認を受け取ることとしていることの有無

特定技能外国人が従事する分野により異なります。末尾に掲載の資料を御参照ください。

有・無

(32)特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体からの共生社会関係施策に対する協力要請に対し、必要な協力をすることとしていることの有無

○当該外国人に活動をさせる事業所の所在地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無

有・無

提出年月日・提出先名(○○年 ○月 ○日提出

△△ (市)区・町・村長)

○当該外国人の居住地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無

有・無

提出年月日・提出先名(○○年 ○月 ○日提出

□□ (市)区・町・村長)

(33)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無
(当該基準が定められている場合に記入)

有・無

(以下(34)から(42)は申請書類に記載する場合は記載不要です。) 外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合

(34)支援責任者名

法務 次郎

所属・役職

総務部長

役員又は職員の中から支援責任者を選任していることの有無

有・無

(35)支援担当者名

法務 三郎

所属・役職

総務部 主任

役員又は職員の中から、活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無

有・無

(36)次のいずれかに該当することの有無

(有の場合は該当するものを選択)

■①過去2年間において法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること

□②支援責任者及び支援担当者が過去2年内に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること

□③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること (内容:

)

(37)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無

有・無

(38)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無

有・無

所属機関等作成用 3 V 「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」

派遣雇用とする場合

(22)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業所に派遣されたことの有無
(内容:)・無

(23)外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無
(有)・無

(24)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無
(内容:)・無

(25)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無
(内容:)・無

(26)1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)
(有)・無

(以下(27), (28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)

(27)次のいずれかに該当することの有無
(有)・無

(有の場合は該当するものを選択)

■①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること

(内容: 農業協同組合であり、農業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている)

□②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること

(内容:)

□③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること

(内容:)

□④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること

(28)労働者派遣をすることとしている派遣先が(11)から(22)に該当していることの有無
(有)・無

(29)労災保険加入等の措置の有無
(有)・内容: 労災保険加入)・無

(30)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無
(有)・無

(31)外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており、かつ、後者の場合には、出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し、その確認を受けることとしていることの有無
(有)・無

特定技能外国人が従事する分野により異なります。末尾に掲載の資料を御参照ください。

(32)特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体からの共生社会関係施策に対する協力要請に対し、必要な協力をすることとしていることの有無
(有)・無

○当該外国人に活動をさせる事業所の所在地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無
提出年月日・提出先名(○○年○月○日提出)

△△市・区・町・村長)

○当該外国人の住居地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無
提出年月日・提出先名(○○年○月○日提出)

□□市・区・町・村長)

(33)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無
(当該基準が定められている場合に記入)
(有)・無

(以下(34)から(42))
支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は記載不要です。

(34)支援責任者名 農協 次郎 所属・役職 総務部長

役員又は職員の中から支援責任者を選任していることの有無
(有)・無

(35)支援担当者名 農協 三郎 所属・役職 総務部 主任

役員又は職員の中から、活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無
(有)・無

(36)次のいずれかに該当することの有無
(有の場合は該当するものを選択)

■①過去2年間において法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受け入れ又は管理を適正に行った実績を有すること

□②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること

□③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること (内容:)

(37)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無
(有)・無

(38)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無
(有)・無

所属機関等

支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は記載は不要

- (39) 支援責任者及び支援担当者が、1号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であることの有無 有・無
- (40) 特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を行ったことの有無 有・無
- (41) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無 有・無
- (42) 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無

特定技能外国人が従事する分野により異なります。末尾に掲載の資料を御参照ください。

4 1号特定

- (1) 在留資格変更申請前に、特定技能雇用契約の内容、本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無 有・無
- (2) 上記(1)について、対面により、又はテレビ電話装置その他の方法により行うこととしていることの有無 有・無
- (3) 出国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無 有・無
- (4) 適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無 有・無
- (5) 金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無 有・無
- (6) 在留資格変更後に、本邦での生活一般に関する事項、国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続、相談又は苦情の申出に関する連絡先、十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項、防災・防犯に関する事項、緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無 有・無
- (7) 外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無 有・無
- (8) 日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無 有・無
- (9) 外国人が十分に理解することができる言語により、相談又は苦情の申出に対して、遅滞なく、適切に応じるとともに、必要な措置を講ずることとしていることの有無 有・無
- (10) 外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無 有・無
- (11) 外国人が、その責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は、転職支援をすることとしていることの有無 有・無
- (12) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談(外国人と行う場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談)を実施し、問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無 有・無
- (13) 1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無 有・無
- (14) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無(当該事項が定められている場合に記入) 有・無
- (15) 支援の内容が外国人の適正 できるものであることの有無 有・無
- (16) 1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無

5 登録支援機関

支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合に記載してください。

国税庁が指定した13桁の法人番号を記載してください。

- (1) 氏名又は名称 法務協同組合
- (2) 法人番号(13桁)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
- (3) 就用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	-	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
- (4) 住所(所在地) ○○県○○市○○町1-1 電話番号 ○○-△△△△-×××
- (5) 代表者の氏名 法務 太郎
- (6) 登録番号 19登○○○○○○ (7) 登録年月日 2019 年 ○○ 月 △△ 日
- (8) 支援を行う事務所の名称 法務協同組合 ○○支部 (9) 所在地 ○○県○○市○○町3-3
- (10) 支援責任者名 法務 次郎 (11) 支援担当者名 法務 三郎
- (12) 対応可能言語 中国語、ベトナム語 (13) 支援委託手数料(月額/人) ○○○円

以上の記載内容は事実と相違ありません。
特定技能所属機関名、代表者氏名の記名／申請書作成年月日

株式会社 ○○工業 代表取締役 法務太郎

20△△ 年 ×× 月 ○○ 日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関が変更箇所を訂正すること。

【申請書記載例（在留資格認定証明書交付申請の場合）】

所属機関等作成用 1 V 「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」

直接雇用とする場合

1 雇用する外国人の氏名	KOU OTUHEI		
2 特定技能雇用契約			
(1)雇用契約期間	20△△ 年 ○○ 月 ×× 日 から	20×× 年 △△ 月 ○○ 日 まで	
(2)従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て記入)			
特定産業分野	工業製品製造業分野	業務区分	機械金属加工
職種	○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)		
	102		
	○他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)		
(3)所定労働時間(週平均)	40 時間	所定労働時間(月平均)	175 時間
所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であることの有無			
(4)月額報酬(税引き前の支払額) ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。	180,000 円		
基本給の時間換算額	1,028 円	同等の業務に従事する日本人がいない場合は「なし」と記載してください。	
同等の業務に従事する日本人の月額報酬	180,000 円		
報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの有無			
(5)報酬の支払方法	□通貨払	■口座振込み	○有・無
(6)外国人であることを理由として、日本人と異なった待遇としている事項の有無	○有・無		
有(内容:	○有・無		
(7)外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていることの有無	○有・無		
(8)雇用関係につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)	○有・無		
(8)及び(11)については特定技能外国人が従事する分野により異なります。			
(9)外国人が特定技能 末尾に掲載の資料を御参照ください。	○有・無		
なされるよう必要な措置を講ずることとしていることの有無	○有・無		
(10)外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていることの有無	○有・無		
(11)外国人の適正な在留に資するため必要な事項につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)	○有・無		
(12)派遣先(労働者派遣の対象とする場合に記入)			
氏名又は名称	なし	法人番号(13桁)	
雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略			
住所(所在地)	- - - - -		
代表者の氏名			
派遣期間	年 月		
(13)職業紹介事業者(特定技能雇用契約の締結する場合に記入)	国税庁が指定した13桁の法人番号を記載してください。 ※チェックデジットの記載も必要です。		
氏名又は名称	○○株式会社	法人番号(13桁)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 1		
住所(所在地)	○○県○○市○○丁目○-○	電話番号	△△△-○○○-×××
許可・届出番号	○○○	受理年月日	○○ 年 ×× 月 △△ 日

所属機関等作成用 1 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

1 雇用する外国人の氏名 **KOU OTUHEI**

派遣雇用とする場合
(派遣形態が認められているのは、農業又は漁業の2分野のみ。)

2 特定技能雇用契約

(1)雇用契約期間 **20△△ 年 ○○ 月 ×× 日** から **20×× 年 △△ 月 ○○ 日** まで

(2)従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て記入)

特定産業分野 **農業** 業務区分 **耕種農業全般**

職種 **○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)** **101**
○他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(3)所定労働時間(週平均) **40** 時間 所定労働時間(月平均) **175** 時間

所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であることの有無 **有**

(4)月額報酬(税引き前の支払額) ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。

180,000 円 同等の業務に従事する日本人がいない場合は「なし」と記載してください。

基本給の時間換算額 **1,028** 円

同等の業務に従事する日本人の月額報酬 **180,000** 円

報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの有無 **有**

(5)報酬の支払方法 **□通貨払** **■口座振込み**

(6)外国人であることを理由として、日本人と異なった待遇としている事項の有無
有(内容): **○無**

(7)外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていることの有無 **○有**

(8)雇用関係につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)

(8)及び(11)については特定技能外国人が従事する分野により異なります。 **有**

(9)外国人が特定技能末尾に掲載の資料を御参照ください。 **有**

出国が円滑になされるよう必要な **有**

(10)外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていることの有無 **有**

(11)外国人の適正な在留に資するために必要な事項につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) **有**

(12)派遣先(労働者派遣の対象とする場合に記入)

氏名又は名称 **○○農園** 国税庁が指定した**13桁**の法人番号を記載する。 **1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3**

雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 **1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 1**

住所(所在地) **○○県△△市×××1-1** 電話番号 **○○-○○○○-○○○○**

代表者の氏名 **農園 太郎**

派遣期間 **20△△ 年 ○○ 月 ×× 日** から **20×× 年 △△ 月 ○○ 日** 国税庁が指定した**13桁**の法人番号を記載してください。
※チェックデジットの記載も必要です。

(13)職業紹介事業者(特定技能雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業者がある場合に記入)

氏名又は名称 **○○株式会社** 法人番号(13桁) **1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3**

雇用保険適用 **職業紹介事業者の仲介がない場合は「なし」と記載してください。** **1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 1**

住所(所在地) **○○県○○市○○丁目○-○** 電話番号 **△△△-○○○-××××**

許可・届出番号 **○○○** 受理年月日 **○○ 年 ×× 月 △△ 日**

所属機関等作成用 2 V 「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」

(14)取次機関(職業紹介事業者があつせんを行うに際し、情報の取次ぎを行う者がある場合に)
 氏名又は名称 ○○○ Agency, Inc

住所(所在地) No 123, St ○○○, ×××, △△△ 電話番号 △△-×××-○○○

海外の送出機関を含みます。
 該当がない場合は「なし」と記載してください。

3 特定技能所属機関

(1)氏名又は名称 株式会社 ○○工業 (2)法人番号(13桁)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	-	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(4)業種 ○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

8

 ○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(5)住所(所在地) △△県○○市××1-1-1 電話番号 △△-×××-○○○

(6)資本金 ○○○万 円 (7)年間売上額(直近年度) △△△万 円

(8)常勤職員数 ×× 名

(9)代表者の氏名 入管 太郎

(10)勤務させる事業所名 株式会社 ○○工業 △△工場 所在地 ○○県△△市××2-2-2
 健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無 有 無
 労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無 有 無
 労働保険番号

1	2	-	3	-	4	5	-	6	7	8	9	0	1	-	2	3	4	-	5	6	7	8
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 (末尾4桁は割り振られている場合のみ記入)

労働保険番号が複数ある場合は、別紙に事業所名、所在地及び労働保険番号を記載してください。

(11)労働、社会保険及び租税に関する法令の規定に違反したことの有無
 有(内容:) 無

(12)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者を非自発的に離職させたことの有無
 有(内容・理由:) 無

(13)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させたことの有無
 有(内容:) 無

(14)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無
 有(内容・該当者名:) 無

(15)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神の機能の障害を有することの有無
 有(内容・該当者名:) 無

(16)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無
 有(内容・該当者名:) 無

(17)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消されたことの有無
 有(内容・該当者名:) 無

(18)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された法人の役員であったことの有無
 有(内容・該当者名:) 無

(19)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことの有無
 有(内容・該当者名:) 無

(20)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無
 有(内容・該当者名:) 無

(21)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(14)から(20)に該当することの有無(特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に記入)
 有(内容・該当者名:) 無

所属機関等作成用3 V 「特定技能(1号)」「特定技能(2号)

直接雇用とする場合

(派遣形態が認められているのは、農業又は漁業の2分野のみ。)

- (22)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無
有(内容:)
無
- (23)外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無
有(内容:)
無
- (24)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無
有(内容:)
無
- (25)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無
有(内容:)
無
- (26)1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)
有(内容:)
無
- (以下(27), (28)は労働者派遣の対象とする場合に記入)
- (27)次のいずれかに該当することの有無
有(内容:)
無
- ①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること
(内容:)
□②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること
(内容:)
□③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること
(内容:)
□④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること
- (28)労働者派遣をすることとしている派遣先が(11)から(22)に該当していることの有無
有(内容:)
無
- (29)労災保険加入等の措置の有無
有(内容: 労災保険加入)
無
- (30)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無
有(内容:)
無
- (31)外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており、かつ、後者の場合には、出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し、その確認を受けることとしていることの有無
特定技能外国人が従事する分野により異なります。末尾に掲載の資料を御参照ください。
有(内容:)
無
- (32)特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体からの共生社会関係施策に対する協力要請に対し、必要な協力をすることとしていることの有無
○当該外国人に活動をさせる事業所の所在地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無
提出年月日・提出先名(○○年 ○月 ○日提出)
△△ 市・区・町・村長
○当該外国人の住居地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無
提出年月日・提出先名(○○年 ○月 ○日提出)
□□ 市・区・町・村長
- (33)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無
(当該基準が定められている場合に記入)
支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は記載不要です。
有(内容:)
無
- (34)支援責任者名 法務 次郎 所属・役職 総務部長
役員又は職員の中から支援責任者を選任していることの有無
有(内容:)
無
- (35)支援担当者名 法務 三郎 所属・役職 総務部 主任
役員又は職員の中から、活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無
有(内容:)
無
- (36)次のいずれかに該当することの有無
有(内容:)
無
- ①過去2年間において法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること
□②支援責任者及び支援担当者が過去2年内に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること
□③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること (内容:)
□(37)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無
有(内容:)
無
- (38)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無
有(内容:)
無

所属機関等作成用 3 V 「特定技能(1号)」「特定技能(2号)」

派遣雇用とする場合

- (22)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事 (派遣形態が認められているのは、農業又は漁業の2分野のみ。)
有(内容:)・無
- (23)外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無
有(内容:)・無
- (24)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無
有(内容:)・無
- (25)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無
有(内容:)・無
- (26)1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)
有(内容:)・無
- (以下(27)、(28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)
- (27)次のいずれかに該当することの有無
(有の場合は該当するものを選択)
①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること
(内容: 農業協同組合であり、農業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている)
②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること
(内容:)
③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること
(内容:)
④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること
- (28)労働者派遣することとしている派遣先が(11)から(22)に該当していることの有無
有(内容:)・無
- (29)労災保険加入等の措置の有無
有(内容: 労災保険加入)・無
- (30)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無
有(内容:)・無
- (31)外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており、かつ、後者の場合には、出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し、その確認を受けることとしていることの有無
有(内容:)・無
- 特定技能外国人が従事する分野により異なります。末尾に掲載の資料を御参照ください。
有(内容:)・無
- (32)特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体からの共生社会関係施策に対する協力要請に対し、必要な協力をすることとしていることの有無
○当該外国人に活動をさせる事業所の所在地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無
△△ 〇〇年 〇〇月 〇〇日提出
○当該外国人の住居地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無
□□ 〇〇年 〇〇月 〇〇日提出
- (33)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無
(当該基準が定められている場合に記入)
有(内容:)・無
- (以下(34)から(42)は申請書類の実施を委託しない場合 支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は記載不要です。)
有(内容:)・無
- (34)支援責任者名 農協 次郎 所属・役職 総務部長
役員又は職員の中から支援責任者を選任していることの有無
有(内容:)・無
- (35)支援担当者名 農協 三郎 所属・役職 総務部 主任
役員又は職員の中から、活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無
有(内容:)・無
- (36)次のいずれかに該当することの有無
(有の場合は該当するものを選択)
①過去2年間において法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受け入れ又は管理を適正に行った実績を有すること
②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること
③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること (内容:)
- (37)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無
有(内容:)・無
- (38)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無
有(内容:)・無

所属機関等作成用 4 V 「特定技能(1号)」「特定技能(2号)」

支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は記載不要です。

(39)支払方法の有無
支払方法の有無
支払方法の有無

(40)特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を始めたことの有無
始めたことの有無
始めたことの有無

有(内容):
有(内容):
有(内容):

(41)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無
有(有無):
有(有無):
有(有無):

(42)適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)
適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)
適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)

特定技能外国人が從事する分野により異なります。末尾に掲載の資料を御参照ください。

4 1号

(1)在留資格認定証明書の交付申請前の、特定技能雇用契約の内容、本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する、外国人が十分に理解することができる言語による情報提供の実施の有無
有(有無):
有(有無):
有(有無):

(2)上記(1)について、対面により、又はテレビ電話装置その他の方法により行うこととしていることの有無
有(有無):
有(有無):
有(有無):

(3)出入国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無
有(有無):
有(有無):
有(有無):

(4)適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無
有(有無):
有(有無):
有(有無):

(5)金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無
有(有無):
有(有無):
有(有無):

(6)本邦入国後に、本邦での生活一般に関する事項、国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続、相談又は苦情の申出に関する連絡先、十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項、防災・防犯に関する事項、緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無
有(有無):
有(有無):
有(有無):

(7)外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無
有(有無):
有(有無):
有(有無):

(8)日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無
有(有無):
有(有無):
有(有無):

(9)外国人が十分に理解することができる言語により、相談又は苦情の申出に対して、遅滞なく、適切に応じるとともに、必要な措置を講ずることとしていることの有無
有(有無):
有(有無):
有(有無):

(10)外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無
有(有無):
有(有無):
有(有無):

(11)外国人が、その責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は、転職支援をすることとしていることの有無
有(有無):
有(有無):
有(有無):

(12)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談(外国人と行う場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談)を実施し、問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無
有(有無):
有(有無):
有(有無):

(13)1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無
有(有無):
有(有無):
有(有無):

(14)特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無(当該事項が定められている場合に記入)
(14)及び(16)については特定技能外国人が從事する分野により異なります。
が異なるものであることとしていることの有無
が異なるものであることとしていることの有無
が異なるものであることとしていることの有無

(15)支援の内容が外国人の適正な在留期間に適切に調整されるものであることを確認することとしていることの有無
有(有無):
有(有無):
有(有無):

(16)1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)
有(有無):
有(有無):
有(有無):

5 登録支援機関(

支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合に記載してください。

契約により登録支援機関が指定期間内に実施する。

国税庁が指定した13桁の法人番号を記載する。

(1)氏名又は名称

法務協同組合

(2)法人番号(13桁)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 1

(4)住所(所在地)

○○県○○市○○町1-1

電話番号 ○○-△△△△-×××

(5)代表者の氏名

法務 太郎

(6)登録番号

19登○○○○○○○

(7)登録年月日

2019 年 ○○ 月 △△ 日

(8)支援を行う事務所の名称

法務協同組合 ○○支部

(9)所在地

○○県○○市○○町3-3

(10)支援責任者名

法務 次郎

(11)支援担当者名

法務 三郎

(12)対応可能言語

フィリピン(タガログ)語、ベトナム語

(13)支援委託手数料(月額/人)

○○○円

以上の記載内容は事実と相違ありません。

特定技能所属機関名、代表者氏名の記名／申請書作成年月日

株式会社 ○○工業 代表取締役 法務太郎

20△△ 年 ×× 月 ○○ 日

注意

申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関が変更箇所を訂正すること。

第4 よくある質問

特定技能全般

Q 1 特定技能制度と技能実習制度の違いは何ですか。

【A】特定技能制度は、深刻な人手不足に対応するため、特定の産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるものです。

他方、技能実習制度は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転を図り、国際協力を推進することを目的とする制度です。このように、両制度は、趣旨が異なる制度です。

Q 2 技能実習終了後に特定技能での在留を希望する場合、外国人は一度帰国しなければならないのですか。

【A】技能実習2号を修了した外国人が特定技能1号に在留資格を変更する場合、一時帰国は法令上の要件とはなっていません。

Q 3 現在、技能実習の在留資格を持っている人は、日本国内の特定技能の技能試験（現在実習している業種と違う業種の技能試験）を受験することができますか。

【A】在留資格を有している方であれば、特定技能制度における技能試験を受験することは可能です（特定技能の在留資格に関し、法務大臣が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府等以外の国（出入国在留管理庁のホームページにより確認できます。令和6年12月時点、イラン）の方については対象外です。）。

また、当該試験に合格した場合であれば、特定技能制度で求められている技能水準を満たしていることを証明する書類として、在留諸申請時に、当該試験に合格した書類を提出することが可能となります。

なお、在留資格変更許可申請の申請時期は特段定めがありませんので、在留期限内であれば、いつでも可能となります。

Q 4 技能実習2号・3号から特定技能に変更する場合の条件はどのようなものですか。

【A】 外国人が技能実習2号を良好に修了していることが条件となります（日本語能力試験に加え、技能実習時の職種と関連している分野の場合は技能試験が免除されます。）。良好に修了しているとは、技能実習を2年10月以上修了し、かつ①技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験に合格している、②技能実習生に関する評価調書がある、のいずれかです。

※評価調書については提出を省略できる場合があります。

※技能実習（2号・3号）活動中の者が実習計画を中断して、特定技能の在留資格へ変更を行うことは認められません。

Q 5 技能試験と日本語試験の日程はどこで分かりますか。

【A】 分野所管省庁のホームページに試験情報を掲載しております（6～8ページを参照ください。）。

Q 6 特定産業分野に該当する事業者であることを、どのように確認すればよいですか。

【A】 特定技能外国人の受け入れに関する運用要領の特定の分野に係る要領別冊を御確認いただくほか、詳細については、分野所管省庁の窓口に御相談ください。

なお、運用要領別冊については、下記ホームページを参照ください。

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanrio7_00201.html



Q 7 特定技能外国人を雇用したいと考えていますが、どのように求人すればよいですか。

【A】 民間職業紹介機関等で求人募集するほか、分野によっては、独自の求人案内を行っている分野もあります。

また、地方自治体や外国政府においても、随時特定技能に関するイベントを開催しています（11ページを参照ください。）。

Q 8 会社に同じ業務に従事する日本人がいないのですが、同等報酬要件はどうにして証明すればよいですか。

【A】 受入れ機関に賃金規定がある場合には、賃金規定に基づいて判断することになります。賃金規定がない場合であって、特定技能外国人と同等の

業務に従事する日本人労働者がいるときは、当該日本人労働者と比較して報酬の同等性を判断することになります。賃金規定がない場合であって、同等の業務に従事する日本人労働者はいないものの、特定技能外国人が従事する業務と近い業務等を担う業務に従事する日本人労働者がいるときは、当該日本人労働者の役職や責任の程度を踏まえた上で特定技能外国人との報酬差が合理的に説明可能か、年齢及び経験年数を比較しても報酬額が妥当かなどを検討して判断することとなります。賃金規定がなく、比較対象の日本人もいない場合には、雇用契約書記載の報酬額と、当庁が保有する近隣同業他社における同等業務に従事する同等程度の経験を有する特定技能外国人の報酬額を比較することとしています。

なお、1号特定技能外国人は、技能実習2号を修了した外国人と同程度の技能水準であることから、少なくとも技能実習2号の給与水準を上回ることが想定されます。

Q 9 派遣の雇用形態が認められるのはどの特定産業分野ですか。

【A】 令和7年5月現在、派遣の雇用形態が認められるのは、農業分野と漁業分野の2分野です。

Q 10 人材派遣会社は受入れ機関になることができますか。

【A】 人材派遣会社が派遣元として受入れ機関になるためには、特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている場合などの要件を満たさなければなりません。

Q 11 在留資格変更許可申請や在留資格認定証明書交付申請は郵送で送付できますか。

【A】 郵送での申請は受け付けておりません。持参又はオンラインにより申請を受け付けております。

オンライン申請については、事前に利用申出の承認を受けることが必要です。詳細については、下記ホームページを参照ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/onlineshinsei.html>



Q 12 企業ごとの受入れ人数に上限はありますか。

【A】 介護及び建設分野を除いて、企業ごとの受入れ人数の上限はありません。

Q 1 3 元技能実習生を特定技能外国人として雇用したいのですが、実習先が倒産していて、評価調書が提出できません。どうすればよいですか。

【A】 提出できない理由書のほか、当時の実習状況を知りうる立場の方が作成した実習状況を説明する文書などを提出いただいた上で、当庁で評価することも可能です。地方出入国在留管理局へ御相談ください。

Q 1 4 「特定技能 1 号」の通算在留期間はいつの時点から計算されますか。

本国へ一時帰国中も通算在留期間に含まれるのですか。

【A】 通算在留期間は「特定技能 1 号」の在留期間で計算されるため、上陸許可や変更許可を受けた日から計算されます。そのため、「特定技能 1 号」の在留資格を有している限り再入国出国中も通算在留期間に含まれます。

Q 1 5 在留資格「特定技能」の申請は、どのくらいで結果が出ますか。

【A】 標準処理期間は、在留資格認定証明書交付申請は 1 か月から 3 か月、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請は 2 週間から 1 か月となっています。

Q 1 6 受入れに関する相談はどこで受け付けていますか。

【A】 相談は、最寄りの地方出入国在留管理局において受け付けています。

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>



Q 1 7 自動車運送分野の「特定技能 1 号」になるための準備活動を行うには、どのような在留資格がありますか。

【A】 自動車運送業分野の業務に従事するためには、日本の自動車運転免許を取得するほか、タクシー運転者及びバス運転者は新任運転者研修を修了する必要があることから、これらの準備を行う場合には、在留資格「特定技能 1 号」の申請をする前に、在留資格「特定活動」（トラック運転者は最長 6 か月、バス・タクシー運転者は最長 1 年間）の申請をするこ

とができます。詳細については、下記ホームページを参照ください。

https://www.moj.go.jp/isa/10_00221.html

二国間取決め関係

Q 18 二国間取決めを作成した国から特定技能外国人を受け入れる場合に、日本の出入国在留管理官署での手続とは別に当該国における手続が必要ですか。また、これらの手続が終了しなければ、日本の在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請（以下「在留諸申請」といいます。）の許可を受けることができないのですか。

[A] 二国間取決めを作成した国によっては、同国の国内規定に基づき送出手続を定めており、当該手続を行ったことを証明する書類を発行している場合があります。

二国間取決めにおいて、日本側が特定技能外国人を受け入れるに当たり、上記の書類を確認することが規定されている国（カンボジア、タイ、ベトナム）については、在留諸申請において当該書類を提出していただいた上で、入管法令上の要件を満たしているかなどを総合的に判断することになります（令和6年12月時点）。

また、二国間取決めにおいて、日本側が上記の書類を確認することが規定されていない国については、在留諸申請において当該書類を提出する必要はなく、単に入管法令上の要件を満たしているかなどを総合的に判断することになります。

しかしながら、日本の在留諸申請の許可を受けても、送出国が定める送出手続を経ていないことにより、送出国を出国するための許可が取得できないなどの場合もあり得ることから、在留諸申請を行う前に送出国において一定の送出手続を取ることが定められている場合は、事前に当該手続を確認しておくことが望まれます。

なお、送出手続が整備中の国の国籍の方であっても、入管法令に従つて在留諸申請を行うことができます（送出手続を行ったことを証明する書類を在留諸申請の際に提出する必要はありません。）。

各国の送出手続については、下記ホームページを参照ください。

https://www.moj.go.jp/policies/ssw/nyuukokukanrio6_00073.html



Q 19 二国間取決めを作成しない国からは特定技能外国人を受け入れないのですか。

【A】 特定技能制度では、二国間取決めを作成した国の国籍であることを受入れの要件としていることから、これを作成していない国の外国人であっても受け入れることはできます。

届出関係

Q 20 特定技能外国人は、どのような届出をどのような方法で行う必要がありますか。

【A】 入管法において義務付けられている届出には、住居地を定めたとき及び変更したときの届出、在留カードの住居地以外の記載事項に変更が生じたときの届出、受入れ機関の名称・所在地変更、消滅の届出、受入れ機関との契約終了・新たな契約の締結に係る届出があります。

原則として、特定技能外国人の方が転職する場合には、在留資格変更許可申請を行う必要があります。

なお、退職から14日以内に変更許可がおりない場合は、受入れ機関との契約終了の届出を行っていただく必要がありますので、ご注意ください。

(届出の方法について)

住居地に係る届出は市区町村の窓口で在留カードを提出して行い、在留カードの記載事項に係る届出は地方出入国在留管理局の窓口で届出書を提出して行い、受入れ機関に関する届出は地方出入国在留管理官署の窓口で届出書を提出、郵送又は出入国在留管理庁電子届出システムを利用し、インターネットを介して行う必要があります。

また、いずれの届出も事由が生じた日から14日以内に行う必要があります。

Q 21 受入れ機関及び登録支援機関は、どのような届出・報告をどのように方法で行う必要がありますか。

【A】 受入れ機関となった場合には、①特定技能雇用契約を変更、終了、新たに締結した場合の届出、②1号特定技能外国人支援計画を変更した場合の届出、③支援の委託契約を締結、変更、終了した場合の届出、④受入れが困難となった場合の届出、⑤特定技能基準省令の基準不適合に係る

届出、⑥支援計画の実施困難に係る届出、⑦特定技能外国人の受入れ・活動状況や支援実施状況に係る届出があるところ、①ないし⑥の届出については届出事由が発生した場合には隨時、⑦については1年に1度の定期に、郵送又は持参により、管轄する地方出入国在留管理局に提出、又は出入国在留管理局電子届出システムを利用し、インターネットを介して行う必要があります。

登録支援機関となった場合には、①登録事項に変更が生じた場合の届出、②支援業務の休廃止又は再開に係る届出、③支援計画の実施困難に係る報告、④支援実施状況の届出があるところ、①ないし③の届出については届出事由が発生した場合には隨時、④については1年に1度の定期に、郵送又は持参により、管轄する地方出入国在留管理局に提出、又は出入国在留管理局電子届出システムを利用し、インターネットを介して行う必要があります。

また、外国人を雇い入れた時または離職した時は、特定技能所属機関は、氏名や在留資格等の情報をハローワークに届出する必要があります。

Q 2 2 特定技能外国人が各種届出を怠った場合、どのような措置がとられますか。受入れ機関や登録支援機関にも何らかの措置がとられますか。

【A】特定技能外国人に各種届出義務を履行していない状況が認められた場合には、届出を行うよう指導することとなります。住居地に関する届出を怠った場合は、罰則の対象となるとともに、住居地に係る届出事由が生じた日から90日以内に届出を行わなかった場合は、在留資格取消となる可能性があります。在留カードの住居地以外の記載事項変更に係る届出及び受入れ機関に関する届出を怠った場合は、罰則の対象となります。受入れ機関自身が必要な届出を怠った場合は、欠格事由（不正行為）に該当するほか、罰則の対象となります。また、登録支援機関自身が必要な届出を怠った場合は、登録の取消しの対象となり、登録が取り消されれば、登録拒否事由に該当するため、以後5年間、登録支援機関となることができないこととなります。

支援関係

Q 2 3 特定技能外国人にどのような支援をする必要がありますか。

【A】受入れ機関は、法務省令に定める基準に適合する支援計画に従い、1号特定技能外国人に対し支援を実施しなければなりません。受入れ機関は、特定技能外国人を支援する体制があることが求められますが、契約により支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託することにより、この基準に適合するものとみなされます。

具体的には、外国人と日本人との交流の促進に関する支援、外国人の責めに帰すべき事由によらない契約解除時の転職支援のほか、特定技能雇用契約の内容に関する情報の提供、外国人が出入国しようとする空港等への送迎、適切な住居の確保に係る支援等の法務省令に規定される支援については、義務的に実施しなければなりません。

Q 2 4 「特定技能2号」にも支援は必要ですか。

【A】「特定技能2号」は支援の対象外とされています。

Q 2 5 登録支援機関に支援を委託することを考えていますが、たくさんある登録支援機関の中からどこにお願いすればよいのか分かりません。また、登録支援機関に支援を委託しようとする場合、登録支援機関をどのように見つければよいですか。

【A】御要望に合う委託先を探すに当たっては、出入国在留管理庁のホームページに掲載している登録支援機関の一覧表から、対応可能言語や連絡先を御確認いただき、登録支援機関に直接お問い合わせください。

Q 2 6 登録支援機関に対して、出入国在留管理局による業務監査はありますか。

【A】業務監査の制度はありませんが、登録支援機関が適正に支援業務を実施していることを確認する必要がある場合には、地方出入国在留管理局等が事実の調査や報告・資料提出の要請等を行うこととなりますので、これに協力することが求められます。

Q 2 7 支援責任者と支援担当者は兼任することができますか。

【A】兼任することは可能です。

Q 2 8 登録支援機関として登録を受けるためには法人でなければならないのですか。

【A】 所定の要件を満たせば、法人に限らず、個人事業主であっても登録を受けることができます。また、技能実習制度における監理団体や株式会社などの営利法人であっても登録支援機関になることができます。

協議会関係

Q 2 9 受入れ企業が各分野に設ける協議会の構成員である必要があるとのことですが、受入れ企業が協議会の構成員であることはどのように調べればよいのですか。法務省のホームページに掲載されるのですか。

【A】 各分野に設ける協議会は、それぞれの分野を所管する省庁において組織されます。構成員である個別の企業名を公表するか否かについては、各協議会において判断されるべき事柄ですので、協議会又は協議会を組織する分野を所管する省庁にお問い合わせください。

第5 「特定技能」の在留資格で働く方の声

ここでは、実際に特定技能のビザで働いている方のコメントを載せています。

参考にしてください。



【介護分野】

- ・EPA介護福祉士候補者として過ごした4年間で、日本の介護士として働きたいという気持ちが高まり、また、介護福祉士国家試験にもあと7点ということから、再チャレンジしたいと思っていました。
- ・早期に介護福祉士試験に合格し、インドネシアで、日本で介護士を目指す人たちに、講師をしたり、介護の良さを伝えていきたいです。



【工業製品製造業分野①】

- ・日本人は皆優しく、会社のイベントも多く、仕事もプライベートも充実しています。
- ・日本に来るまではとても不安でしたが、先輩や上司が丁寧に教えてくれたので、今では頼りにされていてうれしいです。



運動会



地域の夏祭りへの参加



【工業製品製造業分野②】

- ・日本に来たころは苦労ばかりでしたが、仕事をして自分が強くなり、家族を助けていることに気づくことができました。仕事に慣れてきた今、次の目標は、より速く良い製品を作れるようになることです。
- ・日本人の考え方やマナー、サービス等も学んでベトナムに持ち帰りたいです。日本に来て、自分が思っていた能力以上のことができるようになって成長できたと感じます。



お祭りへの参加



社内での日本語勉強会



【建設分野】

- ・初めて技能実習生として日本に来た時は、仕事も生活も覚えることが多くて大変でした。
- ・再入国してからは日本の風習、文化にも慣れてきてリラックスして生活ができるようになってきました。



【造船・船用工業分野】

- ・技能実習生・造船就労者そして今回の特定技能1号在留資格で就労する機会を得ることができてよかったです。
- ・受入会社では実習生・就労者としての滞在経験があり、会社や溶接作業にも慣れていて仕事がしやすいです。
- ・職場では実習生・就労者的人に仕事を教えたり、グループのまとめ役としても頑張りたいです。
- ・寮が会社やスーパーマーケットに近い場所にあるので便利です。



第6 問合せ先

(制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等について)

官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第3合同庁舎 審査第二部門	0570-003259
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20 仙台第 2 法務合同庁舎 審査第二部門	0570-022259
東京出入国在留管理局	東京都港区港南5-5-30 就労審査第三部門	0570-034259
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7 就労・永住審査部門	0570-045259
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町 5-18 就労審査第二部門	0570-052259

★外国人在留総合インフォメーションセンター

(月～金 8:30～17:15)

0570-013904

(IP、PHS、外国から:03-5796-7112)

官署名	住所	連絡先
大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 就労審査第二部門)	0570-064259
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通 29番地 神戸地方合同庁舎 審査部門	078-391-6378
広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎 就労・永住審査部門	082-221-4412
高松出入国在留管理局	香川県高松市浜ノ町 72-9 審査部門	087-822-5851
福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴 3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 就労・永住審査部門	092-831-4144
那覇支局	沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

★各分野の連絡先一覧

介護分野

官署名	住所	連絡先
厚生労働省社会・援護局福祉人材確保対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-5253-1111 (内線: 2844)

ビルクリーニング分野

官署名	住所	連絡先
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-5253-1111 (内線: 2939)

工業製品製造業分野

官署名	住所	連絡先
製造業分野企業向け 特定技能外国人材制度相談窓口		03-6838-0058

建設分野

※建設特定技能受入計画の審査は、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局が担当しています。計画の審査に関するお問い合わせは、受入れ企業の主たる営業所を所管する地方整備局等にお願いします。

官署名	住所	連絡先
国土交通省不動産・建設経済局国際市場課	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8121
北海道開発局事業振興部建設産業課	札幌市北区北 8 条西 2 丁目	011-709-2311 (内線: 5885)
東北地方整備局建設産業課	仙台市青葉区本町 3-3-1	022-263-6131
関東地方整備局建設産業第一課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1	048-601-3151 (内線: 6643)
北陸地方整備局建設産業課	新潟県新潟市中央区美咲町 1-1-1	025-370-6571
中部地方整備局建設産業課	愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1	052-953-8572
近畿地方整備局建設産業第一課	大阪市中央区大手前 3-1-41	06-6942-1141
中国地方整備局建設産業課	広島市中区八丁堀 2-15	082-221-9231 (内線: 6158, 6156)
四国地方整備局建設産業課	高松市 サンポート 3-33	087-811-8314
九州地方整備局建設産業課	福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7	092-471-6331
内閣府沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課	沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-1910

造船・船用工業分野

官署名	住所	連絡先
国土交通省海事局船舶産業課	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8634
北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	北海道札幌市中央区大通西 10	011-290-1012
東北運輸局海事振興部海事産業課	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1	022-791-7512
関東運輸局海事振興部船舶産業課	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57	045-211-7223
北陸信越運輸局海事部海事産業課	新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1	025-285-9156
中部運輸局海事振興部船舶産業課	愛知県名古屋市中区三の丸 2-2-1	052-952-8020
近畿運輸局海事振興部船舶産業課	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6425
神戸運輸監理部海事振興部船舶産業課	兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1	078-321-3148
中国運輸局海事振興部船舶産業課	広島県広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-3691
四国運輸局海事振興部船舶産業課	香川県高松市サンポート 3-33	087-802-6816
九州運輸局海事振興部船舶産業課	福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-472-3158
内閣府沖縄総合事務局運輸部船舶船員課	沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-1838

自動車整備分野

※自動車整備分野特定技能協議会の各種届出は、地方運輸局又は沖縄総合事務局が担当しています。届出等のお問い合わせは、地方運輸局等にお願いします。

官署名	住所	連絡先
国土交通省自動車局整備課	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8111 (内線: 42415, 42414)

北海道運輸局自動車技術安全部整備・保安課	北海道札幌市中央区大通西 10 丁目	011-290-2752
東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地	022-791-7534
北陸信越運輸局自動車技術安全部整備・保安課	新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1	025-285-9155
関東運輸局自動車技術安全部整備課	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57	045-211-7254
中部運輸局自動車技術安全部整備課	愛知県名古屋市中区三の丸 2-2-1	052-952-8042
近畿運輸局自動車技術安全部整備課	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6453
中国運輸局自動車技術安全部整備・保安課	広島県広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-9142
四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課	香川県高松市サンポート 3-3-3	087-802-6783
九州運輸局自動車技術安全部整備課	福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-472-2537
沖縄総合事務局運輸部車両安全課	沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-1837

航空分野

官署名	住所	連絡先
国土交通省航空局 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係) 安全部 安全政策課 乗員政策室 (航空機整備関係)	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8111 (内線: 49124) (内線: 50357)

宿泊分野

官署名	住所	連絡先
国土交通省観光庁観光産業課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-8330
北海道運輸局観光部観光企画課	北海道札幌市中央区大通西 10 丁目	011-290-2700
東北運輸局観光部観光企画課	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地	022-791-7509
関東運輸局観光部観光企画課	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57	045-211-1255
北陸信越運輸局観光部観光企画課	新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1	025-285-9181
中部運輸局観光部観光企画課	愛知県名古屋市中区三の丸 2-2-1	052-952-8045
近畿運輸局観光部観光企画課	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6466
中国運輸局観光部観光企画課	広島県広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-8701
四国運輸局観光部観光企画課	香川県高松市サンポート 3-3-3	087-802-6735
九州運輸局観光部観光企画課	福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-472-2330
内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室	沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-1812

自動車運送業分野

官署名	住所	連絡先
国土交通省物流・自動車局企画・電動化・自動車運転参考官室 (制度全般、自動車運送業分野の協議会関係)	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8563
国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課 (トラック)	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8575
国土交通省物流・自動車局旅客課 (バス・タクシー)	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8569

鉄道分野

官署名	住所	連絡先
国土交通省鉄道局技術企画課	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8111

農業分野

官署名	住所	連絡先
農林水産省経営局就農・女性課	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-2159
北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課	北海道札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22	011-330-8809
東北農政局経営・事業支援部経営支援課	宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1	022-221-6217
関東農政局経営・事業支援部経営支援課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-740-0394
北陸農政局経営・事業支援部経営支援課	石川県金沢市広坂 2-2-60	076-232-4238
東海農政局経営・事業支援部経営支援課	愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2	052-223-4620
近畿農政局経営・事業支援部経営支援課	京都府京都市上京区 西洞院通下長者町下る丁子風呂町	075-414-9055
中国四国農政局経営・事業支援部経営支援課	岡山県岡山市北区下石井 1-4-1	086-224-8842
九州農政局経営・事業支援部経営支援課	熊本県熊本市西区春日 2-10-1	096-300-6375
内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課	沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1628

漁業分野

官署名	住所	連絡先
農林水産省水産庁企画課漁業労働班	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-2340

飲食料品製造業分野

官署名	住所	連絡先
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-2397

外食業分野

官署名	住所	連絡先
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-2053

林業分野

官署名	住所	連絡先
農林水産省林野庁経営課林業労働・経営対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-3502-1629

木材産業分野

官署名	住所	連絡先
農林水産省林野庁木材産業課生産加工班	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-2292

二国間取決めを作成した国に係る各国連絡先一覧①

国名	問合せ先		住所等					対応言語
			郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス	
フィリピン	日本国内	在京フィリピン共和国大使館 移住労働者事務所 (MWO) Embassy of the Republic of the Philippines	106-8537	東京都港区六本木5丁目15番5号	03-6441-0428 03-6441-0478	03-6441-3436	mwo_tokyo@dmw.gov.ph	英語、フィリピン語、日本語
		在大阪フィリピン経済事務所 移住労働者事務所 (MWO) Migrant Workers Office (MWO), Philippines Consulate General Osaka	541-0047	大阪府大阪市中央区淡路町4-3-5 URBAN CENTER御堂筋 7階	06-6575-7593	-	mwoosaka.ssw@gmail.com	英語、フィリピン語、日本語
	海外	移住労働者 (DMW) ジャパンデスク Japan Desk, Department of Migrant Workers	確認中	8th Flr, Bldg F, Ortigas Building, Ortigas Ave., Cor. EDSA, Mandaluyong City, Philippines	+63-917-5008839	-	japandesk@dmw.gov.ph	英語、フィリピン語
カンボジア	日本国内	駐日カンボジア王国大使館	107-0052	東京都港区赤坂8丁目6-9	03-5412-8521 080-3459-7889	03-5412-8526	camemb_jpn@mfaic.gov.kh	日本語、英語、メール語
	海外	カンボジア王国労働職業訓練省 The Ministry of Labour and Vocational Training of the Kingdom of Cambodia	-	Building #3, Russian Federation Blvd., Sangkat Teklaek 1, Khan Toukok Phnom Penh, Kingdom of Cambodia	+855-23880474 +855-78449959	-	sopheakhoung@yahoo.com	英語、メール語
ネパール	日本国内	駐日ネパール大使館	153-0064	東京都目黒区下目黒 6-20-28 フクカワハウスB	03-3713-6241 03-3713-6242	03-3719-0737	eontkyo@mofa.gov.np	日本語、英語、ネパール語
	海外	ネパール労働・雇用・社会保険省雇用管理局 Japan Unit, Department of Foreign Employment, MoLSS	44600	Buddhanagar, Kathmandu, Nepal	+977-9851180566 +977-1-4782606 +977-1-4782454	+977-1-4782606	japanunit@moless.gov.np	英語、ネパール語
ミャンマー	日本国内	駐日ミャンマー連邦共和国大使館	140-0001	東京都品川区北品川4-8-26	03-3441-9291	03-3447-7394	contact@myanmar-embassy-tokyo.net	日本語、英語、ミャンマー語
	海外	ミャンマー連邦共和国労働・入国管理・人口省労働局 Department of Labour, The Ministry of Labour, Immigration and Population of the Republic of the Union of Myanmar	15011	Building no 51, Naypyitaw, Myanmar	+95-67-430186	+95-67-430439	dolimigration@gmail.com	英語、ミャンマー語
モンゴル	日本国内	駐日モンゴル国大使館領事部アッシャー/労働担当/	150-0047	東京都渋谷区神山町21-4	090-6300-7503 03-3469-2088	03-3469-2216	info@japancenter.misp.gov.mm tokyo10@mfa.gov.mm	日本語
	海外	モンゴル国労働福祉サービス庁 General Office for Labour and Social Welfare Services	17042	General Office for Labour and Social Welfare Services Building, Chinggis Avenue, 2nd khoro, Khan-Uul district, Ulaanbaatar city, Mongolia	+976-70136992	-	ssw@hudulmur-halamj.gov.mn	モンゴル語

国名	問合せ先		住所等					対応言語
			郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス	
スリランカ	日本国内	駐日スリランカ民主社会主义共和国大使館	108-0074	東京都港区高輪2-1-54	03-3440-6911 03-3440-6912	03-3440-6914	siemb_tokyo@mfa.gov.lk	日本語、英語、シンハラ語
		スリランカ民主社会主义共和国海外雇用局 Sri Lanka Bureau of Foreign Employment/DGM - Training, Recruitment and Marketing	10120	234, Dencikikibekaduwa Maatha, Koswattah, Battaramulla, Sri Lanka	+94-112884-771	+94-112872-183 +94-716833-494	dgm_training@slbfe.lk chmn@slbfe.lk gm@slbfe.lk	日本語、英語、シンハラ語、タミル語
インドネシア	日本国内	駐日インドネシア共和国大使館	141-0022	東京都品川区東五反田5-2-9	03-3441-4201	03-3447-1697	consular@kbritolkyo.jp	日本語、英語、インドネシア語
	海外	インドネシア共和国労働省国外移民配匹・保護局 Directorate of Placement and Protection of Indonesian Migrant Workers, Ministry of Manpower of the Republic of Indonesia	12950	Jln Jend. Gatot Subroto Kav. 51 Jakarta Selatan	+62-813-5991-5990 +62-813-9950-0091	-	layanansiapkerja@gmail.com	日本語、英語、インドネシア語
		インドネシア共和国在外労働者保護課 Directorate of Non-government Placement to Asia and Africa Regions, Indonesian Migrant Workers Protection Board	12770	Jln MT Haryono Kav. 52 Pancoran, Jakarta Selatan	+62-813-1441-4789	-	pnpasaf_bp2mi@gmail.com	英語、インドネシア語
ベトナム	日本国内	駐日ベトナム社会主义共和国大使館労働管理部	151-0062	東京都渋谷区元代々木町10-4 WACT代々木上原ビル2階	03-3466-4324	03-3466-4314	vnlabor@vnembassy.jp	ベトナム語、日本語
	海外	ベトナム社会主義共和国労働・傷病兵・社会問題省海外労働管理局 Department of Overseas Labour, Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs	-	41B Ly Thai To, Hoan Kiem District, Hanoi	+84-24-3824-9517 (ext. 612)	+84-24-3824-0122	nbcadna.dolab@gmail.com	ベトナム語、日本語
パングラデシュ	日本国内	駐日パングラデシュ人民共和国大使館	102-0094	東京都千代田区紀尾井町3-29	03-3234-5801 (内線201)	03-3234-5802	fslabor@mofa.gov.bd	日本語、英語、ベンガル語
	海外	パングラデシュ人民共和国海外居住者福利厚生・海外雇用局 Ministry of Expatriates' Welfare and Overseas Employment	1000	Probashi Kallyan Bhawan, 71-72 Old Elephant Road, Eskaton Garden Road, Dhaka	+880-41030260 +880-41030235	+880-41030766	dstraining1@probashi.gov.bd jstraining@probashi.gov.bd	英語、ベンガル語
ウズベキスタン	日本国内	駐日ウズベキスタン共和国大使館	108-0074	東京都港区高輪2-1-52	03-6277-2166	03-6277-2580	consult@uzbekistan.jp	ウズベク語、ロシア語、日本語
	海外	ウズベキスタン共和国雇用・労働関係省付属对 外労働移民局 Agency of External Labour Migration under the Ministry of Employment and Labour Relations of the Republic of Uzbekistan	100031	15, Mirrobod street, Mirrobod district, Tashkent, Republic of Uzbekistan	+99871)239 41 21 (ext. 236)	+99871)2394251	info@mehnat.uz	ウズベク語、ロシア語、英語
		ウズベキスタン共和国雇用・労働関係省付属对 外労働移民局 Agency of External Labour Migration under the Ministry of Employment and Labour Relations of the Republic of Uzbekistan	100179	1, Qamarniso street, Almazar district, Tashkent, Republic of Uzbekistan	+99871)2023355 (ext. 23)	+99871)2024411	info@migration.uz	ウズベク語、ロシア語、英語

二国間取決めを作成した国に係る各国連絡先一覧②

国名	問合せ先		住所等					対応言語
			郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス	
パキスタン	日本国内	駐日パキスタン・イスラム共和国大使館	106-0047	東京都港区南麻布4-6-17	03-5421-7741	03-5421-3610	pareptokyo@mofa.gov.pk	日本語、英語
	海外	パキスタン・イスラム共和国移住者・海外雇用局 Bureau of Emigration and Overseas Employment	44000	"Emigration Tower" Plot No. 10, Mauve Area, 6-8/1, Islamabad	+92-51-9107272	+92-51-9107270	dg@boe.gov.pk	英語、ウルドゥー語
タイ	日本国内	駐日タイ王国大使館労働担当官事務所 https://japan.mol.go.th/en/	141-0021	東京都品川区上大崎3-14-6	03-5422-7014 03-5422-7015	03-5422-7016	thailabour@crest.ocn.ne.jp	日本語、英語、タイ語
	海外	タイ王国労働省雇用局 Overseas Employment Administration Office, Department of Employment, Ministry of Labour	10400	10th floor, Social Security Office Section 3 Building, Ministry of Labour, Mitr-Mitr Rd., Dindaeng Bangkok	+66-2-245-6708 +66-2-245-6708	-	-	英語、タイ語
インド	日本国内	駐日インド大使館	102-0074	東京都千代田区九段南2-2-11 から 03-3262-2397	03-3262-2391 03-3262-2397	03-3234-4866	iec.tokyo@mea.gov.in	日本語、英語、 ヒンディー語
	海外	インド国家技能開発公社 National Skill Development Corporation	110037	National Skill Development Corporation 301, West Wing, Worldmark-1, Aero City, New Delhi	011-47451600	+91-11-46560417	ssw-japan@nsdcindia.org	英語、ヒンディー語
ラオス	日本国内	駐日ラオス人民民主共和国大使館	106-0031	東京都港区西麻布3-3-22	03-5411-2291	03-5411-2293	laobassytokyo@gmail.com	日本語、英語、 ラオス語
	海外	ラオス人民民主共和国 労働社会福祉省雇用局海外雇用課 Overseas Employment Division, Department of Employment, Ministry of Labour and Social Welfare	-	Nonsaard village, Xaythany district, Vientiane capital, Ministry of Labour and Social Welfare	+856 20 28782656	+85621217738	po261187@gmail.com	日本語、英語、 ラオス語
キルギス	日本国内	駐日キルギス共和国大使館	108-0073	東京都港区三田1-5-7	03-6453-8277	-	kgembassy.jp@mfa.gov.kg	キルギス語、ロシア語、 日本語、英語
	海外	キルギス労働・社会復興・移民省 吉爾吉斯民運局センター The Center for Employment of Citizens Abroad under the Ministry of Labor, Social Security and Migration of the Kyrgyz Republic	-	Kyrgyz Republic 720010, Bishkek city Toktogul street, 237	+996 312 65 02 64	-	(一般的な問合せ用) borbor@migrant.kg (受入機関用) japanemployment@migrant.kg	キルギス語、ロシア語、 英語

※その他の国に関する連絡先は現在確認中です。最新の連絡先は入管庁ホームページに掲載しています
(URL : https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri05_00021.html ページ最下部)。

